

第60回愛知県国土利用計画審議会会議録

○日時

平成26年12月18日(木) 午前10時30分から午前11時55分まで

○場所

愛知県議会議事堂1階 ラウンジ

○出席した委員(五十音順敬称略)

石川克則	伊藤太	伊藤万知子	加藤勇二
加藤夕紀	川瀬雅喜	木全紘一	後藤澄江
清水裕之	竹中千里	平松立子	藤田素弘
三浦孝司	渡辺昇		

(14名)

○出席した幹事

地域振興部土地水資源課長(事務局兼務)	知事政策局企画課長(代理)
環境部自然環境課長(代理)	産業労働部産業立地通商課長(代理)
農林水産部農業振興課長(代理)	農林水産部農地計画課長(代理)
農林水産部林務課長(代理)	農林水産部森林保全課長(代理)
建設部都市計画課長(代理)	建設部道路維持課長(代理)
建設部河川課長(代理)	建設部住宅計画課長(代理)
建設部建築指導課長(代理)	企業庁工務調整課長(代理)
企業庁研究施設用地開発課長	

○出席した事務局職員

地域振興部長	植田昌也
地域振興部土地水資源課長	豊吉宣安
地域振興部土地水資源課主幹	武藤信吾
課長補佐	大橋充人
主査	村井俊介
主任	永山良孝

1. 開会（事務局：豊吉土地水資源課長）

2. あいさつ

植田地域振興部長

3. 議題

（1）愛知県土地利用基本計画の変更について

ア 説明

資料により、武藤土地水資源課主幹が変更案について説明した。

イ 質疑

○諮問案件に関する質疑応答

（藤田委員）

諮問案件の1についてですが、手続きとして、名古屋港管理組合が埋立免許を出して、東海市長が新たに生じた土地の告示をしたとのことですが、住民への説明や今後の使い方で環境に配慮したような点について説明をお願いします。

（事務局）

埋立てにあたりましては、二つの手続きがございます。

まず、港湾計画の変更です。港湾計画の変更にあたりましては、名古屋港管理組合において、大気質や水質、生物への影響等についての予測評価を行いまして、名古屋港審議会で審議をするということになっております。審議にあたっては、愛知県の環境部も意見を言うことになっております。こうした手続きを経て港湾計画を変更します。

次に、公有水面の埋立免許が必要になってまいります。免許にあたりましては、埋立事業者が環境保全に関して講じる措置を記載した書類を提出することになっております。免許権者の港湾管理者、今回は名古屋港管理組合ですが、ここが審査するにあたって、環境保全に対する措置を審査するということになっており、愛知県の環境部へも意見照会があり、国の認可を経て、免許が出されるということになっております。

埋立面積が40ha以上であったり、港湾計画の変更が300ha以上の大規模な案件になりますと、正式な環境影響評価をやります。今回は、10haを少し切る9.8haの事業ですので正式にはやっておりませんが、こうした手続きをとって埋立を行っております。

(藤田委員)

こういう手続きには、住民への閲覧とか、住民の意見を聞く機会はあるのでしょうか。また、新日鉄は最近事故が多いので、危険なものが立地しないかとか、今後環境に影響を与えるような廃棄物が発生しないかといった点については、十分配慮されているということでしょうか。

(事務局)

住民への閲覧はされていたのではないかと思います。確認して、後日、報告させていただきます。

また、この用途は、野積場ということになっております。具体的には、古くなった高炉等の改修やコークス炉等の更新が計画されていますが、そのための資材を置く敷地がないということで、埋め立てるものです。したがって、改修を行い、安全にするために必要な埋立であると考えております。なお、そうした用途に使われますので、環境面での影響もないものと考えております。

(藤田委員)

ここは、どこの所有になるのか、よくわかりませんが、この改修に対して、安全になっていく方向であるとか、環境に十分配慮されたものであるということについて、十分監督できる体制になっているのでしょうか。

(事務局)

ここは基本的に新日鉄の所有になります。古くなった高炉を順次更新していく上で、資材置場として使うものであり、何か危険な物を運び込むというわけではありませんので、そのあたりは大丈夫だと思います。

(清水会長)

この埋立が、陸域からの河川や雨水等の流れの妨げにならないかどうかお聞きしたい。

(事務局)

ここに河川はございません。ただ、この地域のすぐ東側に、農地等からの雨水等をスムーズに排水させるために設置された東海市の浄化センターのポンプ場がございます。その排水を流すための水域を確保する必要はございますが、今回の埋立は、全部埋め立てるわけではなく、排水が流れる

ための水路は確保されております。

(清水会長)

こういう計画については、先ほど藤田先生がおっしゃったように、市民の人たちがどういう理解をしているのかということが大事だと思います。個人的な気持ちとしては、愛知県の港湾のほとんどが企業の立地になっていて、市民がアクセスできる場所がほとんどない中で、貴重な海を埋め立てる時には、もう少し、市民アクセスとか、公園的要素とか、市民が海側にアクセスできるものも考えても良かったと思います。これは、ここで議論する話ではないので、今後、港湾でこういう計画があった時には、市民がきちんとアクセスできるような環境をどうつくるかということについて、企業、愛知県、市町村を含めてご検討いただくと良いのではないかと、希望的な意見だけ述べさせていただきます。

○報告案件に関する質疑応答

(竹中委員)

報告案件の2と3は、昨年5月と7月に完了しているということですが、昨年12月にも審議会が開催されたはずなのに、なぜ、昨年ではなく、今年、計画変更をやるのでしょうか。

(事務局)

土地利用基本計画は、個別法の地域森林計画と連動しているのですが、地域森林計画は、開発が終わって、完了が確認された後に地域から外すということになっておりますので、それと齟齬が生じないようにしております。今年12月に地域森林計画の変更によって地域から除外する予定になっておりますので、土地利用基本計画についても、合わせて、今年、変更するという事です。なお、森林地域から外れることによって将来的に白地地域になる開発の場合は予め情報提供をさせていただいておりますが、今回の場合は、いずれも他地域と重複しておりますので、情報提供はしていない案件になります。

(清水会長)

地域森林計画の変更にずいぶん時間がかかったということですね。

(事務局)

完了届が出てから、確認をしたり、林野庁との事前協議をしたり、いろ

いろと手続きがあったので、この時期になってしまったのだと思われます。

(清水会長)

法制度上そういうことなので、これ以上、何も言うことはできないのですが、地域森林計画の変更がもう少し早ければ、ここでの審議も早くできたということですね。そういうことなので、できるだけ速やかに地域森林計画を変更していただきたいと思います。

ウ 結論

(清水会長)

本件につきましては、知事からの諮問に対し、異議がない旨答申します。

(2) その他

○豊田・岡崎森林地域の縮小（研究施設用地造成関係）に係る造成緑地の取り扱いについて

ア 説明

資料により、武藤土地水資源課主幹が説明した。

イ 質疑

(三浦委員)

高木の植栽と一口で言うが、どういうものを、何の目的で、どういう樹種を植えるのかを教えてほしい。

(研究施設用地開発課)

高木は主に、広葉樹を植える予定でございます。広葉樹も落葉樹と常緑樹がございますが、テストコースということもありますので、ある程度見えないようにする部分のところは常緑樹、それ以外のところは落葉樹を植える予定で考えております。

樹種としましては、落葉樹ではコナラ、ヤマザクラ、アカシデ等を中心に、常緑樹ではシラカシ、アラカシ、アカガシ等を中心に植栽をする予定でございます。

高木以外には、テストコースの道路際は、枝が生い茂ると支障になるので、草を生やす計画になっております。

(清水会長)

基本的には地元の種子をとって、それを育成して植えるということですか。

(研究施設用地開発課)

そうです。現存の植生や周辺の植生を考慮して、現地で種子を拾いまして、それを苗木に育てて植えております。

(竹中委員)

地元の種子であるのは重要なことですが、土はどうですか。

(研究施設用地開発課)

土についても、工事の時に表土をある程度確保しておきまして、法面にその表土を張り付けております。

(藤田委員)

造成緑地の定義ですが、道路とかテストコースの開発に必要な山の地肌を切り取った部分を緑地に戻すという意味なのでしょうか。緑地のための造成ということはやるのでしょうか。

(研究施設用地開発課)

図を添付しておりますが、盛土法面、切土法面で緑色になっているところが造成緑地になります。こうした法面に植栽していく計画になっております。ただ、切土のところには岩の部分もあり、そうした所は植栽はできませんので、岩盤緑化ということで草が生えるようにしております。

(藤田委員)

できるだけ改変面積が少なくなるようにするのが良いと思います。

(研究施設用地開発課)

図の緑色の部分が造成緑地、黄色の部分がテストコースの施設の部分になりますが、その外側の薄緑色の部分が工事を行わない非改変区域になります。ここは6割くらいございまして、そのまま森林として保全していくことになっております。

(清水会長)

そうすると、先ほどの地図の方で示されていた東工区の16haと中工区の32haが植栽面積で、これが森林地域として残り、残りの東工区9haと中工区5haの合わせて14haが白地になるということでしょうか。

(事務局)

そういうことになります。

(清水会長)

その白地になるところを緑地にできない理由は何ですか。

(研究施設用地開発課)

草地ということで草が生えるようにする予定ですが、木は植栽しません。

(清水会長)

草地のところを森林地域にかけることはできないのですか。

(事務局)

草地のところは木が生えていないので、森林地域の基本的な定義からは外れてしまうので、白地ということになります。

○豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業に係る環境影響評価について

ア 説明

資料により、永井研究施設用地開発課課長補佐が説明した。

イ 質疑

(三浦委員)

このテストコースが完成した時には、テストコースとしての機密上、周辺はすべてフェンスを張ってしまうことになるのか。

(研究施設用地開発課)

トヨタ自動車からは具体的にどうするか聞いておりませんが、機密部分もあると思いますので、フェンス等で囲うのではないかと思います。

(三浦委員)

トヨタ本社のテストコースでは、全部見えないように壁が建っている。今、環境への配慮ということで、小動物について、いろいろ説明があったが、多分、もう造成が始まって、タヌキだとかの小動物は出て行ってしまっていると思われる。完成してフェンスを張ってしまったら、そういう小動物はいなくなる。今、キツネがいなくなったので、鳶がいなくなったと言われている。そういう餌になる小動物がどんどんいなくなっているのが現状であると思う。そうした中で、フェンスを張ることになれば、谷津田を守るといった説明もあったが、それが本当に環境を守ることになるのか、そういうことは先生方が詳しいと思うので、お聞きしたいと思う。

(竹中委員)

今、おっしゃられたことはその通りだと思います。どのようなフェンスを張るのかということもそうですが、私が非常に疑問に思うのが、里山というのは、人が入ってこその場であるにもかかわらず、こういう秘密基地みたいのところなのに、なぜ里山なのだろうか。私は自然環境というのはとても重要だと思うのですけれども、維持管理とか、人が自然と触れ合う場について、どのように考えておられるのでしょうか。

(研究施設用地開発課)

詳しくはわかりませんが、フェンスは周囲を全て囲うわけではないようです。

小動物の話ですが、確かに、盛土することによって、ある程度遮られる部分がありますので、そういうところは人工的な管を設置して小動物が行き来できるようにすることも考えております。餌場環境については、谷津田のように、以前は水田をやっていたような場所もあります。そうしたところは、鳥の餌場環境になっていることもありますので、そうしたものもある程度活かして、餌場環境として、カエルや蛇が棲んで、また鳥がやってこられるようにすることも考えております。

(清水会長)

ボランティアの人たちとトヨタとで、里山の管理についてワークショップのようなことをやっていましたよね。

(研究施設用地開発課)

しもやま里山協議会という組織です。

(清水会長)

その人たちが、テストコースの事業地内の里山も協働して管理しているということですか。

(研究施設用地開発課)

基本的に管理については、今は企業庁が事業主体ですので企業庁がやっており、企業庁の工事が完了すれば、トヨタ自動車へ管理を引き継いでいきます。しもやま里山協議会というのは、地元で色々な活動をしておられる団体の集まりでして、田植え体験だとか、稲刈り体験だとか、炭焼き体験といった里山に特化したような活動をやっているのですが、そうしたものに我々も参加しながら、地元の方で活動を続けてもらい、それによって、里山を保全する取組みに連携していこうと考えております。

(清水会長)

先ほどのフェンスの話については、環境影響評価書の評価項目には入っていないのですよね。

(研究施設用地開発課)

フェンスは評価項目としてはありません。環境影響評価の要約書の方には記載はありませんが、評価書本体の中には、動物配慮ということで、動物の移動経路の確保という観点から検討がなされております。小動物については、アニマルパスと言われております動物移動用の人工構造物を設置するなどして、できる限り配慮を行うことを考えております。また、動物の周辺環境との分断という課題については、テストコースの事業区域全体をフェンスで囲うことはしません。機密情報を扱いますので、調整池ですとか、人が歩いて入れるようなところについては、フェンスを設置しますが、そのフェンスも、周囲が森林で覆われておりますので、全部目張りして全く見えないものにするのではなく、網目状のものを設置するとか、そういう配慮をする計画になっております。

(清水会長)

議論は尽きないと思うのですが、この事案については、大事なテストケ

ースですので、こうした話を、時々報告していただくということはできないでしょうか。最終的に森林地域に入ったのが何 ha だとか、あるいは里山・水田がどうなっているのかとかいうようなことを、適当なときに報告をいただいて、皆様のご意見をいただくというのは、国土審議会 の 役割の中に入れられるのでしょうか。

(事務局)

委員の皆様のご関心事項ということで、トヨタテストコースの土地利用の経過について、国土審議会の中で報告させていただくことは可能です。

(清水会長)

そうした報告をしていただけると、企業庁もトヨタ自動車も環境への配慮を継続してやっていただけると思いますので、是非、よろしくお願ひしたいと思います。

(三浦委員)

今、日本の中でこれだけ大きく山を切り開いているところは、おそらく、ここしかないだろうと思います。これは、非常に大事なことだという思いがしております。環境のモニタリングとか、いろいろしていただいているけれども、主要なポイントだけをモニタリングしただけで、その周辺地域がどうなっているかということについては、全然やっていないと思っております。そういう意味で、実態がどうなっていくのかということについては、今、先生も言われたように、もう少し報告を受けながら、きちんとやっていかなければならないと思います。

(清水会長)

経過報告を適当な時期にしていだけないかというお願ひだけさせていただきます。

4. 閉会 (豊吉土地水資源課長)